

○国庫帰属押収物の保管要領の制定について(通達)

(平成 23 年 10 月 18 日岡刑企第 448 号／岡会第 514 号／岡生企第 1070 号／
岡交企第 561 号／岡公第 177 号警察本部長例規)

(概要)

この通達は、司法警察員が押収物の還付に関する公告を行った場合において、公告をした日から 6 か月以内に還付の請求がなく、国庫に帰属した押収物について、国庫帰属後から処分がなされるまでの間における国庫帰属押収物の保管要領、当該押収物に係る事件の送致要領等について定めたものである。

通達の内容は、

- 1 目的
- 2 定義
- 3 国庫帰属押収物の保管
- 4 還付公告期間中における留意事項
- 5 押収物の還付公告期間中の保管の特例
- 6 還付公告並びに国庫帰属押収物の管理、点検及び送付
- 7 検察庁との協議
- 8 還付公告物件に係る事件の送致要領
- 9 事件所管所属への報告等
- 10 文書の保存

である。